

約款

シティバイク会員車両貸渡約款

特定非営利活動法人タウンモービルネットワーク北九州

第1章 総則

第1条(約款の適用)

当法人は、この約款の定めるところにより、貸渡し自転車(以下「CB車両」という。)を貸渡すものとし、借受人(以下「会員」という。)はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は慣習によるものとします。

第2章 会員

第2条(会員)

- 1 会員とは、利用会員手続きを行い、当法人がこれを承認した者をいいます。
- 2 会員は、当法人が入会を承認した時点で、この約款の内容を承諾しているものとみなします。
- 3 会員は、CB車両の利用状況及び走行経路等を含めたデータを、当法人がこのシティバイクの事業性等の評価を行う為に使用することに同意しているとみなします。但し、当会は会員の個人情報に関することは一切公表することはありません。

第3条(入会の承認)

- 1 当法人は、別途定める方法にて入会申込を受け、必要な審査・手続き等を行います。
- 2 当法人は、貸渡簿(貸渡原票)に利用者の氏名・住所及び身分許証等の番号を記載する必要があるため、入会申込の際に会員に対し運転免許証等の提示を求めます。但し、当法人は会員の個人情報に関することは一切公表することはありません。

第4条(入会の不承認)

当法人は、審査の結果、入会申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。

- (1) 車両の利用の際に、交通ルール・運転マナーを遵守することが出来ない場合。
- (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。
- (3) 入会申込の際に決済手段として当該申込者が届けた携帯端末又はクレジットカードが、通信会社及びクレジット会社により無効扱いとされているとき。又は、当会が承認した会社のものでないとき。
- (4) 当法人が会員として不適格と判断したとき。

第5条(会員カード)

当法人は会員に対して、CB車両の借受に必要な会員カード(以下「会員カード」という。)を貸与します。尚、会員カードの交付に要する費用相当額として別に定める金額を、当法人の請求に従いこれを当法人に支払うものとします。

第6条(会員カードの管理義務)

- 1 会員は、当法人から貸与を受けた会員カードを善良なる管理者の注意をもって、使用・保管するものとします。尚、会員カードの再交付に要する費用相当額として別に定める金額を、当法人の請求に従いこれを当法人に支払うものとします。
- 2 会員は、会員カードを第三者に使用させることはできません。
- 3 会員カードの複製は、これを禁止します。

第7条(会員カードの紛失・盗難等)

- 1 会員カードの紛失、盗難、滅失又は毀損の場合、会員は、速やかにその旨を当法人へ届け出るものとします。
- 2 前項の場合、不可抗力の場合も含め、会員は、会員カードの再交付に要する費用相当額として別に定める金額を、当法人の請求に従いこれを当法人に支払うものとします。

第8条(退会手続)

会員が退会する場合には、当法人へ届け出るとともに、会員カードを当法人へ返却するものとします。また、当該時点において発生している利用料その他の債務は第7章に基づきなされるものとします。

第3章 借受時間

第9条(借受の申込)

- 1 会員は、CB車両を借り受けるにあたって、この約款及び別に定める料金表に同意の上、CB車両保管場所(以下「ステーション」という)の操作端末等を利用し、これから借り受る車両やその他借受条件を

- 入力して借り受の申込を行うものとし、但し、当法人が認めた場合はこの限りではありません。
- 2 CB車両の借受時間は24時間以内とし、借受時間中の走行距離は5km～10km以内を推奨しています。
 - 3 当法人は、会員からの申込みがあったときは、原則として、他の利用状況等を勘案し、可能な範囲内でこの借受時間の延長等に応じるものとし、

第4章 貸渡し

第10条(貸渡し手続き等)

CB車両の貸渡し手続きは、CB車両を使用する都度、各ステーションにおいて、会員自らが会員カードにより、貸出・返却用端末機(以下「キーボックス」という。)で利用開始操作を行うことにより、CB車両の鍵等を取り出すことにより完了するものとし、

第11条(貸渡し条件)

会員は、借り受けに際して以下の事項を、当法人に対し保証するものとし、

- (1)CB車両の運転に必要な、交通ルール・運転マナーなどの知識を有していること。
- (2)酒気を帯びてないこと。
- (3)麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。
- (4)定められた会員以外の者にCB車両を運転させないこと。
- (5)乗車装置等を付けての同乗(2人乗り)などをさせないこと。
- (6)交通法規を遵守してCB車両を運転すること。

第12条(免責)

- 1 会員は、天災・事故・盗難・他の会員による返却の遅れ・その他の不可抗力により、CB車両の貸渡し・返却ができない場合が発生する旨を承諾し入会するもので、利用を保証されるものではありません。
- 2 当法人は、貸渡し・返却などにより会員に生じた損害について責を負わないものとし、

第13条(貸渡し車両の確認)

- 1 当法人は、日常点検整備を実施したCB車両を貸渡すものとし、
- 2 会員は、CB車両を借り受ける都度、前項の日常点検整備が実施されていること並びに灯火装置の点灯、制動装置の作動、タイヤのパンクその他の日常的に点検すべき事項について、目視等により整備不良がないことを確認するものとし、異常又は故障がある場合は利用前に当法人に連絡するものとし、

第5章 使用

第14条(会員の管理責任)

- 1 会員は、善良なる管理者の注意義務をもってCB車両を使用・保管するものとし、
- 2 前項の管理責任は、CB車両の貸渡し手続きが完了したときより始まり、返却手続きを完了したときに終わるものとし、

第15条(禁止行為)

会員は、CB車両の借受中、次の行為をしてはならないものとし、

- (1)当法人の承認を受けることなく、CB車両をレンタル事業又は、これに類する目的に使用すること。
- (2)CB車両を会員以外の者に使用させ、もしくは転貸し、又は他の担保に供する等、当法人の権利侵害や運営上の障害となる一切の行為をすること。
- (3)CB車両の防犯車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造し、又はCB車両を改造もしくは改装をする等、その現状を変更すること。
- (4)当法人の承認を受けることなく、CB車両を各種テストもしくは競技会やイベント等に使用すること。
- (5)法令又は公序良俗に違反してCB車両を使用すること。
- (6)当法人の承諾を受けることなく、CB車両について損害保険に加入すること。

第16条(故障時の措置)

- 1 会員は、借受中にCB車両の異常又は故障を発見したときは、直ちに利用を中止し、当法人所定の運営管理センター(以下「管理センター」という)に連絡するとともに、その指示に従うものとし、
- 2 CB車両の異常又は故障が会員の責に帰すべき事由によるときは、会員は、CB車両の引き取り及び修理に要する費用を負担するものとし、この場合、会員は、管理センターへの連絡時刻をもって利用終了したものとし、利用時間に相当する料金を支払うものとし、
- 3 貸渡し前の異常又は故障によりCB車両が使用できなくなったときは、当法人は、利用料を請求しないものとし、但しこの場合、借受人によりCB車両を貸渡し場所へ返却して頂くものとし、
- 4 会員は、CB車両の故障、及びパンク等によりCB車両を使用できなかったことで生ずる損害については、当会の帰責事由の有無を問わず、その賠償を請求できないものとし、

第6章 返却

第17条(CB車両の返却手続き)

- 1 CB車両の返却手続きは、返却する各ステーションにおいて、会員自らがCB車両の施錠、及びキーボックスにおける会員カードによる利用終了返却操作を行うことにより完了するものとし、
- 2 会員が前項に違反したときは、当法人に与えた一切の損害を賠償するものとし、

- 3 会員は、天災その他の不可抗力によりCB車両を返却することができないときは、当法人に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、会員は直ちに管理センターに連絡し、その指示に従うものとします。

第18条(CB車両の確認)

- 1 会員は、CB車両の返却にあたり、通常の使用による摩耗等を除き、借り受けた状態で返却するものとし、CB車両の損傷、備品の紛失等が会員の責に帰すべき事由による場合、CB車両を借り受けた状態とするために要する費用を負担するものとします。
- 2 会員は、CB車両の返却にあたって、CB車両のカゴ等に会員の遺留品がないことを確認して返却するものとし、当法人は、返却後の遺留品について責を負わないものとします。

第19条(CB車両の返却場所)

会員は、CB車両を借り受けたステーション以外でもCB車両を返却する事ができます。会員は、ステーションへ返却するまで課金されていることを予め理解していることとします。但し、ステーションに空がない場合、仮返却手続きをした場合又は管理センターに連絡した場合はこの限りではありません。

第20条(CB車両が返却されない場合の処置)

当法人は、貸渡しから24時間を経過しても会員がCB車両を返却せず、かつ当法人の返却請求に応じないとき又は会員が所在不明なときは、盗難被害届けをするなど法的手続きを含む必要な措置をとるものとします。

第7章 利用料金

第21条(貸渡し料金及びプラン)

- 1 CB車両の貸渡し料金及びプラン(以下「利用料金等」という)は別紙に定める料金表のとおりとします。
- 2 利用料は、会員がCB車両を借り受けしていた利用時間で算出され30分毎に課金されます。
- 3 利用時間は、貸渡し時刻と返却時刻の差をもって算出されます。
- 4 CB車両返却の際に、キーボックスでの利用終了操作を行わなかったときの利用時間は、別に定めるところにより算出します。
- 5 算出された課金単位30分未満の時間は30分に切り上げといたします。
- 6 利用料金等はCB事業の採算性等により予告なしに改定する場合があります。

第22条(決済手段)

- 1 会員は利用料金その他の債務を、会員が当法人に届け出た携帯端末及びクレジットカードにより支払うものとします。
- 2 当法人は前項の手段により決済できないときには、当法人が定める手段により決済を行うことができるものとします。

第23条(決済)

- 1 当法人は毎月末日をもって当該月に発生した利用料その他の債務の額を締めこれを集計します。
- 2 当法人は前項に基づき算出された金額及びこれに係る消費税相当額等を、各会員の決済通信会社及び決済カード会社に請求するものとします。
- 3 会員は、各自の通信会社及びクレジットカード会社の定める支払い条件に従い、支払うものとします。
- 4 会員と当該通信会社及びクレジットカード会社間で料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当法人は一切の責任を負わないものとします。

第24条(遅延利息)

- 1 会員が利用料金その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、会員は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を遅延利息として、利用料金その他の債務と一括して、当会が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
- 2 前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

第8章 事故・盗難時の措置

第25条(事故)

- 1 CB車両の借受中に、当該CB車両に係る事故が発生したときは、会員は、事故の大小にかかわらず、人命の救助を最優先し、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
 - (1)直ちに事故の状況を管理センターに連絡すること。
 - (2)当該事故に関し、当会及び当会が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3)当該事故に関し、第三者と示談又は協定を絶対にしない事、示談・協定は当法人が致します。
 - (4)CB車両の修理は、当法人において行うものとし、会員自らが修理してはならないものとします。
- 2 会員は、前項による他自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
- 3 当会は会員のために当該CB車両に係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条(盗難)

会員は、借受中にCB車両の盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1)直ちに最寄りの警察に通報、被害届けを提出すること。
- (2)直ちに被害状況等を管理センターに報告すること。
- (3)盗難に関し当法人及び当法人が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第27条(使用不能による精算)

借受中において事故・盗難その他の事由によりCB車両が使用できなくなったときは、管理センターへの連絡時刻をもって利用終了とします。但し、会員の過失が認められる場合には、別に定める料金を当法人に支払うこととします。

第9章 賠償及び補償

第28条(会員による賠償及び営業補償)

- 1 CB車両を使用し第三者及び当法人に被害を与えた場合には、会員は、その損害を賠償するものとします。但し、会員の責に帰することができない事由による場合を除きます。
- 2 前項の損害のうち、事故又は盗難により当法人がCB車両を利用できないことによる営業補償については別に定めるノンオペレーションチャージ(NOC、休業補償)によるものとし、会員はこれを支払うものとします。

第29条(保険)

- 1 会員が前条第1項の賠償責任を負うときは、当法人がCB車両について締結した損害保険契約により、その限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときは、この保険金は給付されません。
 - (1) 対物補償1事故限度額 1億円
 - (2) 人身傷害 1名につき限度額 1億円
- 2 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、会員の負担とします。
- 3 当法人が会員の負担すべき損害金を支払ったときは、会員は、直ちに当法人の支払額を当法人に弁済するものとします。

第10章 解除

第30条(解除)

- 1 当法人は、会員が借受中にこの約款に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにCB車両の返却を請求することができるものとします。
- 2 前項の場合、当法人は何らの通知及び催告をすることなく、直ちに会員資格の取り消しをするとともに、会員カードの返却を請求することができるものとします。また、当該会員は、当法人に生じた損害を賠償するものとします。

第31条(当法人による会員資格の取消)

- 1 前条第1項の他、会員が次のいずれかに該当するときは当法人は当該会員に事前になんらかの通知又は催告することなく、会員資格を取り消すとともに会員カードの返却を請求することができるものとします。
 - (1) 第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (2) 利用料金その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき。
 - (3) 会員に対する破産の申立があったとき、または、会員が支払停止状態になったとき。
- 2 前条第2項又は前項各号により会員資格を取り消された者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料金その他の債務等、当法人に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。
- 3 その他、当法人が会員として不適當であると判断した時、退会・除名をするものとします。

第32条(シティバイク事業契約の解除)

- 1 当法人は、次の各号の一に定める事由が生じたときは、当該会員に事前になんらの通知又は催告することなく、直ちに本事業及び本契約を中止又は解除できるものとします。
 - (1) 該当場所においてシティバイク事業を継続することができなくなったとき。
 - (2) 廃業、解散したとき。

第11章 雑則

第33条(相殺)

当法人は、この約款に基づき会員に金銭債務を負担するときは、会員が当法人に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第34条(契約の細則)

- 1 当法人は、この約款の実施にあたり、別に細則を定めることができるものとし、会員はこの細則を遵守するものとします。
- 2 当法人が細則を定めたときは、ステーション等に掲示するものとします。またこれを変更した場合も同様とします。

第35条(管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、本件管理センター所在地を管轄する裁判所とします。

第12章 法人会員についての特則

第36条(入会)

- 1 法人が会員となろうとするときは、CB車両の利用を行う者（以下「シェアカード利用者」という。）を統括して入会を申し込むものとします。
- 2 入会申込をなす法人は、利用者に第2条各項の「会員」を「シェアカード利用者」と読み替えます。
- 3 当法人は、シェアカード利用者を統括する者を特定して、法人の入会を承認するものとします。シェアカード利用者は1枚の会員カードを複数名で利用できることとします。
- 4 法人会員については、シェアカード利用者を統括する責任者を選任し、当法人へ届け出るものとします。
- 5 法人の統括責任者は、シェアカード利用者がCB車両を借受ける際、酒気帯びなどのほか、本人の健康状態等を都度把握し、利用の許可を与えるものとします。
- 6 法人会員については、第4条(3)は適用しないものとします。

第37条(会員シェアカード)

当法人は、法人会員に対して、一契約毎に1枚の会員シェアカードを貸与します。

第38条(決済)

法人会員の決済は、第22条及び第23条の規定によらず、別途定められた方法により行うものとします。

第39条(責任)

- 1 法人会員は、CB車両の借受に関して、シェアカード利用者の行為をすべて法人会員の行為とみなすことをあらかじめ承諾しているものとします。
- 2 法人会員は、シェアカード利用者の行為により生じる損害賠償義務をすべて法人会員の義務としてその責めに任ずることを承認しているものとします。
- 3 法人会員は、本約款上の会員としての義務をすべて負うものとします。

第40条(シェアカード利用者の義務)

- 1 シェアカード利用者は、法人会員と共に第11条、第13条第2項及び第15条の定めを遵守するものとします。
- 2 シェアカード利用者は、自己の行為により生じる損害賠償義務について、法人会員と連帯してその責めに任ずるものとします。

第13章 個人情報の利用について

第41条(個人情報の利用目的)

- 1 当法人は、本約款による申込みおよび入会契約、個別契約の成立、登録情報の変更その他の事業実施に伴って取得した会員の個人情報を、下記の目的の範囲内で利用するものとします。
 - (1) 当法人の事業につき、会員からの申込みと、当法人による入会の承諾などに当たり、適切な判断や対応を行うため。
 - (2) 当法人の事業運営において、シティバイクの管理に必要な会員への連絡や、本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
 - (3) 会員との契約につき、当法人においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令などにより必要となる管理を適切に行うため。
 - (4) 当法人において取り扱うサービスや、商品、イベントやキャンペーン等を案内するため。
 - (5) サービス、顧客満足度の向上などのためのマーケティング分析を行うため。
 - (6) 当法人において、運営上または経営上必要な統計資料の作成など、各種の管理および分析を行うため。
- 2 当法人は、シティバイクの運営管理(コンピュータ事務、代金決済事務、顧客管理、顧客からの問合せ対応等の一切の事務)を第三者に業務委託する場合に、個人情報の保護措置を講じたうえで、第1項により取得した個人情報を当該事務委託先に預託するものとします。

附則 本約款は、平成21年10月1日から施行します。

附則 本約款は、平成22年3月27日から施行します。

附則 本約款は、平成26年4月1日から施行します。

附則 本約款は、平成26年5月1日から施行します。

附則 本約款は、平成27年6月1日から施行します。

附則 本約款は、平成29年6月1日から施行します。